

身体介護サービス利用料 ー要介護の方ー

平成30年4月1日より適用

【1割負担の方】

(1回あたり)

区 分		所 要 時 間			
		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上の場合
単 位 数	訪問介護費……①	165 単位	248 単位	394 単位	575単位+83単位/30分…⑤
	特定事業所加算(Ⅱ)……②=①×0.1	17 単位	25 単位	39 単位	⑥=⑤×0.1
	小 計……③=①+②	182 単位	273 単位	433 単位	⑦=⑤+⑥
	介護職員処遇改善加算Ⅰ ……④=③×0.137	25 単位	37 単位	59 単位	⑧=⑦×0.137
	合 計……A=③+④	207 単位	310 単位	492 単位	E=⑦+⑧
介護サービス費用…… B=A×10.42		2,156 円	3,230 円	5,126 円	F=E×10.42
うち介護保険から給付される額……C=B×0.9		1,940 円	2,907 円	4,613 円	G=F×0.9
自己負担額……D=B-C		216 円	323 円	513 円	H=F-G

注1) 緊急に訪問介護を行った場合は、1回につき100単位が小計に加算されます。

注2) 新規に訪問介護を行った場合は、1月につき200単位が小計に加算されます。

注3) 身体介護の後、引き続き20分以上の生活援助を行った場合は、以下の区分により①に加算されます。

20分以上45分未満	45分以上70分未満	70分以上
66単位	132単位	198単位

注4) 小数点以下の端数処理について

単位数の算定の際は、計算を行う度に「四捨五入」し、算定された単位数から金額に換算する際は、「切り捨て」を行います。

【2割負担の方】

(1回あたり)

区 分		所 要 時 間			
		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上の場合
単 位 数	訪問介護費……①	165 単位	248 単位	394 単位	575単位+83単位/30分…⑤
	特定事業所加算(Ⅱ)……②=①×0.1	17 単位	25 単位	39 単位	⑥=⑤×0.1
	小 計……③=①+②	182 単位	273 単位	433 単位	⑦=⑤+⑥
	介護職員処遇改善加算Ⅰ ……④=③×0.137	25 単位	37 単位	59 単位	⑧=⑦×0.137
	合 計……A=③+④	207 単位	310 単位	492 単位	E=⑦+⑧
介護サービス費用…… B=A×10.42		2,156 円	3,230 円	5,126 円	F=E×10.42
うち介護保険から給付される額……C=B×0.8		1,724 円	2,584 円	4,100 円	G=F×0.8
自己負担額……D=B-C		432 円	646 円	1,026 円	H=F-G

注1) 緊急に訪問介護を行った場合は、1回につき100単位が小計に加算されます。

注2) 新規に訪問介護を行った場合は、1月につき200単位が小計に加算されます。

注3) 身体介護の後、引き続き20分以上の生活援助を行った場合は、以下の区分により①に加算されます。

20分以上45分未満	45分以上70分未満	70分以上
66単位	132単位	198単位

注4) 小数点以下の端数処理について

単位数の算定の際は、計算を行う度に「四捨五入」し、算定された単位数から金額に換算する際は、「切り捨て」を行います。

【3割負担の方】 ※平成30年8月1日より適用

(1回あたり)

区 分		所 要 時 間			
		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上の場合
単 位 数	訪問介護費……①	165 単位	248 単位	394 単位	575単位+83単位/30分…⑤
	特定事業所加算(Ⅱ)……②=①×0.1	17 単位	25 単位	39 単位	⑥=⑤×0.1
	小 計……③=①+②	182 単位	273 単位	433 単位	⑦=⑤+⑥
	介護職員処遇改善加算Ⅰ ……④=③×0.137	25 単位	37 単位	59 単位	⑧=⑦×0.137
	合 計……A=③+④	207 単位	310 単位	492 単位	E=⑦+⑧
介護サービス費用…… B=A×10.42		2,156 円	3,230 円	5,126 円	F=E×10.42
うち介護保険から給付される額……C=B×0.7		1,509 円	2,261 円	3,588 円	G=F×0.8
自己負担額……D=B-C		647 円	969 円	1,538 円	H=F-G

注1)緊急に訪問介護を行った場合は、1回につき100単位が小計に加算されます。

注2)新規に訪問介護を行った場合は、1月につき200単位が小計に加算されます。

注3)身体介護の後、引き続き20分以上の生活援助を行った場合は、以下の区分により①に加算されます。

20分以上45分未満	45分以上70分未満	70分以上
66単位	132単位	198単位

注4)小数点以下の端数処理について

単位数の算定の際は、計算を行う度に「四捨五入」し、算定された単位数から金額に換算する際は、「切り捨て」を行います。